

下水道工事共通仕様書

第1章 総則

1. 仕様書の適用

本仕様書は、福津市が発注する下水道工事について適用するものとする。

2. 下水道工事の図面は、次のサイズを標準とする。

当初設計図・・・・・・・・・・ A 3 (縮小)

変更設計図、完成図・・・・ A 3 (縮小)

3. 諸法規等の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。また、諸法令に違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

(1) 地方自治法 (2) 建設業法 (3) 下請代金支払遅延等防止法 (4) 労働基準法 (5) 労働安全衛生法 (6) 作業環境測定法 (7) じん肺法 (8) 雇用保険法 (9) 労働者災害補償保険法 (10) 健康保険法 (11) 中小企業退職金共済法 (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (13) 出入国管理及び難民認定法 (14) 道路法 (15) 道路交通法 (16) 道路運送法 (17) 道路運送車両法 (18) 貨物自動車運送事業法 (19) 砂防法 (20) 地すべり等防止法 (21) 河川法 (22) 下水道法 (23) 航空法 (24) 軌道法 (25) 森林法 (26) 環境基本法 (27) 火薬類取締法 (28) 大気汚染防止法 (29) 騒音規制法 (30) 水質汚濁防止法 (31) 都市計画法 (32) 振動規制法 (33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (34) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (35) 文化財保護法 (36) 砂利採取法 (37) 電気事業法 (38) 消防法 (39) 測量法 (40) 建築基準法 (41) 都市公園法 (42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (43) 電波法 (44) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (45) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (46) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

また、建設工事公衆災害防止対策要綱、その他の工事に関する諸法規並びに各種、要領・要綱・指針・基準等を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

4. 提出書類

受注者は、下記の関係書類等を期日までに遅滞なく提出しなければならない。

1) 着手届 2) 工程表 3) 現場代理人及び技術者通知書 4) 施工計画書 5) 材料承認願 6) 工事写真 7) 施工管理記録 8) 完成届 9) その他監督員が必要と認める書類

5. 設計図書の照査等

(1) 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。

(2) 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、

取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

(3) 受注者は、マンホール等を設置する前に公共樹の位置について、必ず確認しなければならない。

(4) 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

6. ワンデーレスポンス

監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。

7. 請負代金内訳書

(1) 受注者は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を所定の様式に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

(2) 受注者は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

8. 施工体制台帳

(1) 受注者は、工事を施行するために下請契約を締結した場合、「土木工事施工管理の手引き」（福岡県県土整備部）により従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

(2) 受注者は、「土木工事施工管理の手引き」（福岡県県土整備部）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

(3) 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

9. 工事实績（CORINS）データ作成、登録

受注者は、工事請負金額500万円以上の工事について、（一財）日本建設情報総合センターの工事实績情報誌システム（CORINS）にデータを登録し、「登録内容確認書」の写しを速やかに監督員に提出しなければならない。変更契約時、工事完成時及び訂正時もまた同様とする。

10. 変更図等の提出

受注者は、設計図書の変更指示・協議書に基づき、変更図・数量調書等を作成し、提出しなければならない。

11. 出来形図の提出

受注者は、契約工期の30日前までに後片付けを除く他の工事を完了し、出来形図を提出しなければならない。

12. 契約図書中の旧JISの取扱い

契約図書中の製品記号で、旧JIS明示のものは新JIS記号（SI単位）に読み替えるものとする。

なお、読み替えの式は次のとおりである。 $0.0980665 \times \text{kgf/cm}^2 = \text{N/mm}^2$

13. 通則

- (1) 受注者は、当該工事の施工にあたり、地元住民や通過交通（歩行者・車両）等をはじめ、公衆に迷惑等を及ぼすことのないよう十分に配慮するものとする。
- (2) 受注者は、工事の着工、竣工にあたっては、地元自治会長に必ず連絡しなければならない。
- (3) 受注者は、円滑な工事進捗を図るため、工事現場及び現場周辺の事前調査並びに施工時調査・観測等を実施し、綿密な施工計画及び施工管理を行うものとする。
- (4) 受注者は、工事施工に際し、常に工事の安全に留意するとともに、建設工事に伴う騒音・振動等の発生をできる限り防止し、災害時の防止、併せて、周辺生活環境等の保全に努め、公衆や隣接家屋等への危険や被害等がないよう十分に配慮するものとする。
- (5) 受注者は、当該工事箇所の地上及び地下の占用物件については、事前に各管理者と協議・立会の上、確認し、その結果を監督員へ報告するものとする。また、必要に応じて試掘等により位置を確認するものとする。

第2章 現場管理等

1. 現場管理

- (1) 受注者は、関係法規等を遵守し、常に工事の安全に留意し、円滑な施工管理及び災害等の防止、併せて、周辺環境保全に努めなければならないものとする。
- (2) 受注者は、前項の履行に関し、現場代理人及び主任技術者若しくは監理技術者を定め、書面を以って届け出なければならないものとする。また、変更する場合も同様とする。なお、現場代理人及び主任（監理）技術者は兼務することができるものとする。
 - 1) 現場代理人は、当該工事を遂行するため、工事現場に常駐し、現場に係る運営・管理等を行うものとする。
 - 2) 主任技術者（監理技術者）は、当該工事の施工の技術上の管理を行うものとする。
- (3) 工事施工場所が、家屋密集地域で道路幅員も狭い施工現場にあつては十分安全対策を行い、着工前に地主と構造物等について調査立会のうえ、記録写真を工事完了まで保存しなければならない。万が一にも構造物に損傷を与えた時は、ただちに監督員に報告しその復旧に要する費用は受注者が負担するものとする。
- (4) 受注者は、工事に関連して周辺住民等からの苦情、または、家屋等に被害が発生した場合は、監督員に報告するとともに、速やかに誠意を持って対応を講じるものとする。
- (5) 受注者は、工事施工に際し、現場内及び第三者への事故が発生した場合は、遅滞なく監督員に報告し、施工計画書に記載する緊急時の体制により迅速に処理しなければならないものとする。
- (6) 受注者は、工事用運搬路については、関係機関等と協議の上、経路・期間・交通誘導員・安全施設等の必要な措置を講じるとともに、積載物の落下、路面の損傷・汚損等がないように努め、第三者への迷惑が及ばないように留意するものとする。

2. 施工計画書

- (1) 受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。
- (3) この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督

員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができるものとする。

- 1) 工事概要
- 2) 計画工程表
- 3) 現場組織表
- 4) 安全管理
- 5) 指定（使用）機械
- 6) 主要資材
- 7) 施工方法（主要機械、補助工法施工計画、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- 8) 施工管理計画
- 9) 安全管理
- 10) 緊急時の体制及び対応
- 11) 交通管理
- 12) 環境対策
- 13) 現場作業環境の整備
- 14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- 15) その他

(4) 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

(5) 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

3. 施工管理

(1) 受注者は、施工管理計画を定め施工管理を実施しなければならない。施工管理計画は施工計画書に記載しなければならないものとする。また、変更する場合も同様とする。なお、施工管理者は、主任（監理）技術者をもって充てるものとする。

- 1) 施工管理者は、当該工事の施工内容を把握し、施工管理計画に基づき逐次管理かつ記録し、適正な施工管理計画を行わなければならないものとする。
- 2) 施工管理（工程・出来形・品質・写真）の管理基準については、福津市下水道工事施工管理基準、福岡県県土整備部土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理の手引き等の技術管理基準に準拠するものとする。

4. 品質管理

(1) 工事で使用する次の二次製品は、同表に定める規格又は同等以上の性能(品質)を有する製品を使用しなければならない。なお、同等以上の性能(品質)とは、性能(品質)について、設計図書で指定する性能(品質)または設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保障する性能(品質)の確認を得た性能(品質)若しくは監督員の承諾した性能(品質)をいう。

| | 製 品 名 | 規 格 |
|---|--------------|-----------------|
| 1 | 下水道用硬質塩化ビニル管 | J S W A S K - 1 |

| | | |
|----|------------------------|----------------|
| 2 | 下水道用リブ付硬質塩化ビニル管 | J S W A S K-13 |
| 3 | 下水道用鉄筋コンクリート管 | J S W A S A-1 |
| 4 | 下水道用強化プラスチック複合管 | J S W A S K-2 |
| 5 | 下水道用ダクタイル鋳鉄管 | J S W A S G-1 |
| 6 | 下水道推進工法用硬質塩化ビニル管 | J S W A S K-6 |
| 7 | 下水道用推進工法用鉄筋コンクリート管 | J S W A S A-2 |
| 8 | 下水道用レジンコンクリート管 | J S W A S K-11 |
| 9 | 下水道用推進工法用レジンコンクリート管 | J S W A S K-12 |
| 10 | 下水道用ポリエチレン管 | J S W A S K-14 |
| 11 | 鉄筋コンクリート製組立マンホール | J S W A S A-11 |
| 12 | 下水道用レジンコンクリート製マンホール | J S W A S K-10 |
| 13 | 下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール | J S W A S K-9 |
| 14 | 下水道用硬質塩化ビニル製リブ付小型マンホール | J S W A S K-17 |
| 15 | 下水道用硬質塩化ビニル製ます | J S W A S K-7 |
| 16 | 硬質塩化ビニル管 (VP管) | J I S |

- (2) 工事で使用するマンホール鉄蓋等の鋳鉄製品については、福津市が定める性能を満たす製品を使用しなければならない。
- (3) 前2号に規定する二次製品の製品検査について
- 1) 公益社団法人日本下水道協会（以下「協会」という。）認定工場で製造された認定製品については、協会の認定工場制度により、協会が行う製品検査をもって、製品の検査とする。
 - 2) 1)により、受注者は当該工場に出向いて製品検査を行う必要はない。ただし、市が特に必要と認める場合は、市で定めた検査員が指定の場所・方法で検査を行うものとする。この検査費用は、受注者の負担とする。
- (4) 組立マンホールの削孔位置が間違った場合は、その製品は使用してはならない。
- (5) コンクリート耐久性向上対策の対象工程は、福岡県県土整備部土木工事共通仕様書による他、次の工種についても行うものとする。
- 1) 土木構造物
マンホール・基礎・アンカー
 - 2) コンクリート二次製品
- (6) 塩化物総量規制は、鉄筋構造物を対象とし、アルカリ骨材反応暫定対策は、鉄筋無筋に関係なく対象とする。
- (7) 組立式マンホール、ヒューム管その他のコンクリート二次製品でコンクリート面に汚水が直接接触するものについては、防食性能または超耐久性を有するものを使用するものとする。
- (8) 管基礎、管保護、埋戻し、路盤等に用いる砂・土砂・砕石等を購入する場合は、再生材を標準とする。
- (9) 再生クラッシャーランの使用にあたっては、鉄鋼スラグと再生コンクリートの複合材及び再生コンクリート単独材の2種類があるので、材料承認願に使用材料を明記すること。
- (10) 水硬性粒調スラグの使用にあたっては、再生コンクリートとの複合材及びスラグ単独材の2

種類があるので、材料承認願に使用材料を明記すること。

- (11) アスファルト舗装工において、改質アスファルト等を使用する場合を除き、原則として再生アスファルト合材を使用するものとする。
- (12) アスファルト舗装工において、使用する再生加熱アスファルト混合物は、玄界環境組合で発生する一般廃棄物溶融スラグを再生資材として使用した製品とする。なお、在庫がない等の理由により同製品が入手できない場合は監督員と協議すること。協議の結果、使用が不可能と判断される場合は、他のリサイクル製品若しくは新材製品への変更を行うものとする。玄界環境組合で発生する溶融スラグを使用した製品であることの確認方法は、玄界環境組合が発行する出荷伝票等によるものとする。
- (13) アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定書及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に提出することで品質証明書に代えることができる。
- (14) 下水道工事で使用するマンホール用可とう継手は、公的機関で耐震性（屈曲性、伸縮性及び水密性等）の証明を受けた製品を使用しなければならない。受注者は、マンホール用可とう継手の取付けに際し、接続部を正確に削孔若しくは切り抜く等した後、入念に仕上げなければならない。
- (15) 埋戻工の施工にあたっては、下記の事項に留意しなければならない。
 - 1) 管周りの埋戻資材の締固めにおいてはタンパによる施工を標準とするが管に影響を与える恐れのある部分については人力締固めにより丁寧に施工しなければならない。
 - 2) 矢板の引抜きに伴い、埋戻資材の締固度が低減すること等により、施工完了後に施工面が沈下することを防ぐため、水締め等の適切な措置を施さなければならない。
- (16) 工事でセメント及びセメント系固化材を地盤改良として使用する場合、またセメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。なお、試験方法また試験回数はセメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。
- (17) 仮復旧の舗装厚については、本復旧前の舗装剥ぎ取り時に監督員が立会し、確認を行うものとする。
- (18) 対象工事内に舗装本復旧を含まない場合、仮復旧の状態で行う工事の検査を行い、市に引渡しが行われることとなるが、引渡し後6月以内に埋め戻し時の転圧不足が主原因と判断できる著しい沈降が舗装面にあった場合、舗装のやり替えを命じることがある。なお、この場合の転圧不足が主原因とは、他に原因となるものが認められない時とする。

第3章 安全管理

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）及び建設機械施工安全マニュアルを参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
2. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守

して災害の防止を図らなければならない。

3. 受注者は、施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
4. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
7. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、板囲・ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
10. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

なお、当該工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。また、その実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。安全訓練等の活動報告は、工事安全対策自己点検チェックリストを提出するものとする。

11. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
12. 受注者は、工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
13. 監督員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
15. 受注者は、施工計画の立案に当たって、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状

況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

- 1 6. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。
- 1 7. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
- 1 8. 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 1 9. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。
- 2 0. 交通安全管理
 - (1) 受注者は、作業方法・順序等について十分に検討し、交通の安全と円滑を確保するため、必要な交通処理等の措置を講じなければならないものとする。
 - (2) 受注者は、道路法・道路交通法及び関係法令等を厳守し、道路管理者及び交通管理者の許可に基づき交通処理並びに保安対策について十分に検討し、交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講じなければならない。また、道路標識令及び道路工事標示施設等設置基準に従い、標示・保安施設を設置し工事に着手するものとする。
 - (3) 受注者は工事区間内については、常時、良好な状態に保守・点検等に努め、安全確保を図るものとする。

第4章 建設発生土処理

建設発生土の搬出を予定している工事の場合、次に従い書類の作成等を行うこと。

1. 処分地
 - (1) 建設発生土の搬出先は、特記仕様書に定めるとおり。
 - (2) 着工前に「建設発生土処分地計画書」を提出すること。また、完成時に「建設発生土処分地確認書」を提出すること。
2. その他
 - (1) 処分地までの運搬経路を発注者に報告すること。
 - (2) 搬出先での確認写真を発注者に提出すること。
 - (3) 処分地内のトラブル等は、発注者に報告のうえ解決にあたること。
 - (4) その他の詳細については、発注者と協議すること。

第5章 産業廃棄物処理

1. 適正処理
産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。
2. 処理計画
産業廃棄物の処理場所・運搬経路・処分方法・収集運搬方法等について、建設廃棄物処理計画書を作成し、提出しなければならない。
3. 実績報告

工事完了後、搬入状況等の確認写真(ナンバープレート及びマニフェスト番号の確認できるもの)及び産業廃棄物実績報告書を提出しなければならない。

4. マニフェストの活用、管理

- (1) 産業廃棄物の発生から中間処理・最終処分に至るまでの処理状況を、マニフェストシステムの活用により、的確に把握・管理しなければならない。
- (2) 適正に処理されたマニフェスト伝票のA票及びD票(E票)を監督員に提示、確認を受けた後、厳重に保管しなければならない。

5. 舗装版切断時に発生する濁水処理

- (1) 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。
- (2) 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)を監督員に提示、第5章3.に基づく実績報告をしなければならない。
- (3) 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- (4) 受注者は、当該濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストを監督員に提示、第5章3.に基づく実績報告をしなければならない。

6. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画書を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

7. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

9. その他

産業廃棄物の処理、処分に関しトラブルが発生した場合は発注者に報告のうえ、解決にあたること。

第6章 災害防止

1. 災害防止

- (1) 工事場所の内外を問わず、災害の防止には特に注意し、また災害発生の場合は十分なる措置を講じ、速やかに監督員に報告を行うこと。
- (2) 降雨による不慮の災害には、特に注意し、災害の発生が予想される場合は適切な措置を講じること。
- (3) 降雨等による、側溝、暗渠等、土砂の堆積がある場合は速やかに排除すること。

第7章 工事損害補償

1. 第三者被害防止の措置等

- (1) 受注者は、工事を施工するに当たり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため最善の努力を払い、適切な処置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、住民の理解と協力を得るように努め、連絡上の利便を図るため、「下水道工事のお知らせ」などの文書を工事施工前の調査（事前調査）の対象となったすべての世帯に必ず配布しなければならない。
- (3) 受注者は、工事施工後に第三者へ被害を及ぼした可能性があると思われる場合、工事施工前の調査（事前調査）結果との対比を行うため、原則として、工事施工前の調査は全ての破損個所について計測を行い、調査対象物件等の概況を把握しておかなければならない。

2. 事業損失防止調査（事前調査）

事業損失防止調査（以下「調査」という。）については、次の各号により行うものとする。

(1) 調査の目的

調査は、対象物件の配置及び現状の把握を目的とする。

(2) 調査の範囲

調査範囲は、工事区域内の全路線とし、工事が影響を及ぼすと認められる構造物・建築物とする。また、調査範囲については事前に市の監督員と協議・打合せを行い、計画書（調査範囲図）を提出するものとする。

(3) 業務従事者の資格

受注者は、現場代理人の管理の基に、調査に従事する者として以下のいずれかの資格を有する者を選任し業務にあたらせるものとする。また、いずれかの資格を有する者を責任者とし、補助員を同行させ、二人以上で調査を実施するものとする。

- 1) 建築士法第2条に規定する建築士
- 2) 測量法第48条に規定する測量士
- 3) (社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士
- 4) その他発注者が本業務の履行にあたり上記有資格者と同等の知識及び能力を有すると認めた者

(4) 現地踏査

受注者は、事業損失防止調査の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、調査対象物件等の概況を把握しなければならない。

(5) 調査対象物件の報告

現地踏査終了後、調査予定対象物件の配置図等を調整し、監督員に報告し承諾を得なければならない。

(6) 立入り及び立会い

受注者は、調査のために権利者の占有する土地、建物に立ち入ろうとする場合、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

また、調査を行う場合には、原則として権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることが出来ないときは、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(7) 一般事項調査

受注者は、調査の実施にあたって、次の項目の調査をしなければならない。

- 1) 建物の敷地ごとに対象物件の敷地内の位置関係
- 2) 対象物件の所在地並びに所有者の氏名及び住所
- 3) その他調書の作成に必要な事項

(8) 損傷調査

受注者は、一般事項調査が完了したときは、当該対象物件の既損個所については、その状態及び程度を工事の施工に伴い損傷が生ずるおそれのある個所の状態を、次の各号の調査を行わなければならない。

- 1) 調査にあたっては、計測個所をデジタルカメラ（有効画素数は1000万画素以上とする。）により写真撮影する。
- 2) 写真は、必ず撮影対象個所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板と同時に撮影を行うものとする。
 - ① 調査番号、及び所有者の氏名
 - ② 損傷名及び損傷の程度（計測）
 - ③ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象個所
- 3) 調査は原則として次の項目について調査するものとする。
- 4) 対象物の全体又は一部に傾斜、沈下、亀裂、破損または剥離等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- 5) 傾斜または沈下の状況を把握するため、原則として、対象物を水準測量または傾斜計等で計測する。この場合の基準点は工事により使用するものとする。
- 6) 亀裂、破損または剥離が発生しているときには、原則として、全ての破損個所について計測を行う。この場合、必要に応じ当該物件の立面図等を作成し、損傷個所、状況等を記載する。

(9) 調査方法

- 1) 亀裂幅は、0.1mmの単位で測定する。

また、クラックスケール等にて計測し、その測定値が確認できるよう接写を行う。
- 2) 亀裂長は、亀裂の発生端と終端との直線距離を1cmの単位測定し、この直線距離をもって亀裂長とする。

また、クラックスケール等にて計測し、その測定値が確認できるよう接写を行う。
- 3) 測定結果の記録は、亀裂等の測定箇所及び写真撮影を実施した位置及び変状内容を平面図等に記入する。

また、測定値は「家屋等変状(クラック)測定調査書」に記入する。

(10) 成果品

受注者は、事業損失防止調査の成果品として、調査報告書（調書原紙、図面原図、カラー写真、修正・書き込み・削除等の防止措置がなされたSDカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。））をまとめ提出しなければならない。この場合、図面等の原図に

は受注者名を記載し、現場代理人または調査員の押印を行うものとする。

3. 補償・賠償

- (1) 第三者に及ぼした損害に係る補償費の負担割合については、工事請負契約約款第29条（第三者に及ぼした損害）に基づき、被害が生じた事由などを勘案し、市と受注者で協議、確認の上決定するものとする。ただし、補償費総額が請負金額（請負金額が変更されたときは、変更後の請負金額）から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額に100分の1を乗じて得た額以下である場合は、工事請負契約約款の第29条の規定にかかわらず、受注者が補償費総額を負担するものとする。
- (2) 事業損失防止調査（事前調査）の成果が粗雑などの理由で被害の認定が困難となった場合は、受注者の責任で被害の解決に当たるものとする。
- (3) 第三者に対する窓口は受注者が行うものとする。
- (4) 受注者は、第三者に及ぼした損害に係る補償事務全般の処理に当たっては、公正かつ迅速な処理に努めなければならない。
- (5) 補償費の第三者への支払いは受注者が行うものとし、その支払い後補償費のうち市の負担額を市に請求するものとする。
- (6) 補償・賠償の対象となる期間は、民法第724条〔損害賠償請求権の消滅時効〕に定める期間とする。
- (7) 事業損失確認調査（事後調査）に係る費用は受注者の負担とする。

第8章 その他

1. その他

- (1) 受注者は、工事の全部または大部分を一括して第三者に委任し、または請負わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ、本市の書面による承諾を得た場合はこの限りでないが、下請負人については、名称その他必要事項について書面を以って通知しなければならないものとする。また、変更した場合も同様とする。
- (2) 受注者は、当該工事において必要上、公有地及び私有地・家屋等へ立入る場合は、事前に監督員と協議・打合せを行い、必要に応じて諸手続き等を講じ、所有者等の承諾を得て実施するものとする。また、作業が完了した場合も同様とする。
- (3) 各種ウイルス感染予防対策については、施工に携わるそれぞれの立場で、極力、「三密」の回避や、マスク着用・ソーシャルディスタンス（2m間隔程度）等により感染予防対策に努め、感染症及び感染症の患者に対する医療に関する法律に従って、作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項等が生じた場合については、相互協議のうえ誠意を以って解決を図り、円滑な工事進捗に努めるものとする。